

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今年度5回目の配信です。今回から、「法令編」に入ります。まず、「暴力団対策法」について、説明していきたいと思えます。暴力団対策の基本となる法律です。再確認していただければと思えます。

さて、11月24日全国の中央大会で、秋田県から1名の方が銅章を受賞されます。永年にわたる暴力団排除活動が認められたもので、敬意を表します。

なお、当県民会議では、賛助会員を募集しています。ご協力いただける方がおりましたら、ご連絡をお待ちしております。

## 法令編(立花書房教本の一部抜粋)

### 1 暴力団対策法制定の意義

暴力団対策法制定の意義は、既存の法令では対処が困難であった「民事介入暴力」や「対立抗争による一般市民に対する危害発生」を防止するために必要な措置を講ずることです。

各都道府県に暴追センターを指定する制度を設け、暴力団の不当な行為による被害の予防と被害の救済に資するための活動を行わせている。

また、法の改正により、適格団体の認定を受けた暴追センターは、住民からの暴力団事務所使用差止請求訴訟の委託を受けて、原告として原告として自ら訴訟を起こせるようになった。

### 2 指定暴力団の指定

暴対法は、都道府県公安委員会が指定した指定暴力団の構成員に対し、一定の行為を行うことを禁止している。令和3年末現在、指定暴力団は、六代目山口組、神戸山口組、住吉会、稲川会等25団体である。

なお、指定暴力団には、傘下組織も含まれ、傘下構成員も指定暴力団員となる。

### 3 特定指定暴力団の指定

#### (1) 特定抗争指定暴力団

「危険な対立抗争が発生し」かつ「重大な危害が加えられる恐れがある場合」に公安委員会は「3月以内の期間・警戒区域」を定め、「特定抗争指定暴力団」に指定し、指定されると事務所への立入や対立指定暴力団員の居宅付近のうろつき等が禁止される。

#### (2) 特定危険指定暴力団等

「不当要求を拒絶した事業者を凶器を用いて襲い」かつ「反復するおそれがある場合」に公安委員会は「1年以内の期間・警戒区域」を定め、「特定危険指定暴力団」に指定し、指定されると面会要求やつきまとい等が禁止されることとなる。